

法律事務職員としての被災地支援体験

東日本大震災で、以前私の勤務している事務所に勤務していた弁護士2名が被災した。事務所の所長弁護士は、両名の事務所の復旧支援のため、弁護士及び事務職員を派遣することを決め、私はいわき市の事務所での事務支援として、4月半ばから5月末までの間にのべ9日間いわき市に滞在した。

法律事務所職員
菅井 奈津子

現地の事務の様子

私が最初にいわき市を訪れたのは4月半ばであった。

福島地方裁判所いわき支部では震災以降約1ヶ月間すべての期日が延期されており、この時期に期日が詰め込まれた。

事務所には通常業務以外にも震災に関する様々な問い合わせが県内外から集中し、弁護士は多忙を極めており、事務職員は弁護士の指示を仰ぐこともままならない程の状態であった。

私の主な支援内容はこのような状態の事務職員の作業を補助することだった。

通常業務と大差はないだろうと高をくくっていたが、ひとひねりしないと処理できないことも少なくはなかった。

例えば、書類取り寄せの場合、役所そのものも被災していることに加え、被災住民の救済に追われており、また郵便事情等も日々変わることから、日常業務と並行して行政からの最新情報の収集を日々行わないと、作業が先に進まない。

送達先調査にしても「避難所に避難された人に送達したいが、避難先リストにその人の名前がない。なんとかして居場所を調べられないか」ということもあった。

ワンパック相談会

5月の連休も近くなったある日、阪神淡路大震災の復興に関わった法律や建築などの専門家集団に更に原子力研究者や医師を加えたチームが大型連休中に被災地6カ所を巡回し、「ワンパック無料相談会」を開催

するとの連絡があった。

ボランティアの申し出の多くは「何かお手伝いすることはありませんか」「各避難所の要望など情報を頂きたい」「現地を案内して欲しい」といったものであり、各人がそれぞれに申し出たものであったので、このチームの皆さんの提案と行動力に大変驚いたし、このような業種を超えた専門家が一堂に会して無料相談会を開くということが、混沌とした現状では被災者のニーズに沿う形であるのではないかと改めて考えさせられた。

この相談会の手伝いを通して、現地のニーズを考え積極的に現地に出て行くこと、また同時に現地で新たなニーズを見いだすことの大切さを知った。

事務職員としての今後の支援活動

今回の私の事務支援は特定の事務所に対してであったが、今後は事務職員として、被災地域そのものを支援するような活動ができないかと考えている。

何をすれば支援になるのかは現在模索中である。しかし、2、3の案は思い浮かぶ。例えば、各県の弁護士会や日弁連と協力をして、法律相談会の周知活動や当日の運営補助、震災を起因とする事件についての事務職員向け研修の実施、また支援をする側される側のマッチング作業やスケジュール調整もその一つであろう。

被災地では法的サービスを提供する側も被災者であることを念頭に、どこに何を働きかけ、自分はどう動くべきなのかを考えながら、状況の変化に沿った支援を長く続ける方法を見つけたい。